

# 地方公会計の活用のあり方について（案）

平成 28 年 8 月 22 日  
総務省自治財政局財務調査課

# 目次

<u>1. 先進自治体の活用事例について</u>	P 1
<u>2. Q &amp; Aの追加案について</u>	P 9
<u>3. 各指標の有用性の検証について</u>	
(1) 地方公会計の整備により算出される指標の 有用性の検証について	P 15
(2) 財政分析手法の今後の検討課題について	
(2) - 1 類似団体区分の検証・検討	P 23
(2) - 2 財政状況資料集の様式への反映	P 28
参考資料	P 32

# 1 先進自治体の活用事例について

- 3団体から収集した地方公会計を活用した先進事例について周知する。

## 事例収集体

1. 愛媛県伊予郡砥部町
2. 京都府相楽郡精華町
3. 熊本県宇城市

## 活用項目

1. 予算要求特別枠による中長期的なコスト削減【愛媛県伊予郡砥部町】
2. 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動【愛媛県伊予郡砥部町】
3. 基金の創設【京都府相楽郡精華町】
4. 台帳の管理体制の強化【京都府相楽郡精華町】
5. セグメント分析による図書館の統廃合【熊本県宇城市】
6. 予算編成のための行政コストの比較【熊本県宇城市】
7. 日々仕訳の自動化による業務の効率化【熊本県宇城市】

# セグメント分析（予算編成への活用）

## 【事例】 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

### 背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコスト(減価償却費等)の「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

### 事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業(照明器具のLED化、高耐久性部材の導入等)については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政当局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行っていく。

### 年間コスト比較（イメージ） [施設別の行政コスト計算書(試算)の抜粋]

	初期費用	減価償却費
通常の照明器具	300万円	150万円
LED照明器具	1,000万円	100万円

LEDを選択した場合、年間50万円のコスト減となり、電気代の削減も2割程度期待できる。

中長期的にはLED照明器具の方が安くなるため、LEDを選択。

※耐用年数について、通常の照明器具は2年、LED照明器具は10年と仮定  
※このほか、電気代の削減も2割程度期待できる。

### 効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコスト(減価償却費等)を意識した予算を行う機運が醸成された。

# 情報開示（財政を住民とともに考える）

## 【事例】 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動（愛媛県伊予郡砥部町）

### 背景・目的

- 広報誌とともに、多くの住民が楽しく参加できるイベントを通して財務情報を伝える。

### 事例概要

- バランスシート探検隊(砥部町版)

参加者が町の財政や人口問題を勉強し、付箋紙を使って仕訳から財務書類ができるまでを体験したあと、施設別財務書類データが記載されたノートを持って公共施設を見学する。

- SIM2030inとべ

参加者は、架空の自治体の部長となり、限られた収入の中で、事業の実施、資金調達の方法等の選択をしながら、15年後までの自治体の経営をシミュレートする。議会への説明も交えながら、特色あるまちづくりを目指す。

- 広報誌

住民に「公会計」の必要性などを毎月掲載する。

資産		負債	
現金	100,000	借入金	200,000
建物	200,000	借入金	100,000
備前	100,000		
現金	50,000	借入金	100,000
建物	100,000		
備前	100,000		
現金	100,000	借入金	100,000
建物	100,000		
備前	100,000		



なぜ 公会計 が必要なの？

公共施設の現状 公会計って？

公会計は、平成23年度発効により全国的に統一された新しい標準に基づいて、1年毎に発行されます。(詳細は発行号以降で)

### 効果等

- 公会計を通じて町の財政について住民・議員・職員が共通の土俵で議論することができ、財政改革に対する意識が向上した。

# 適切な資産管理（将来の施設更新等の財源確保）

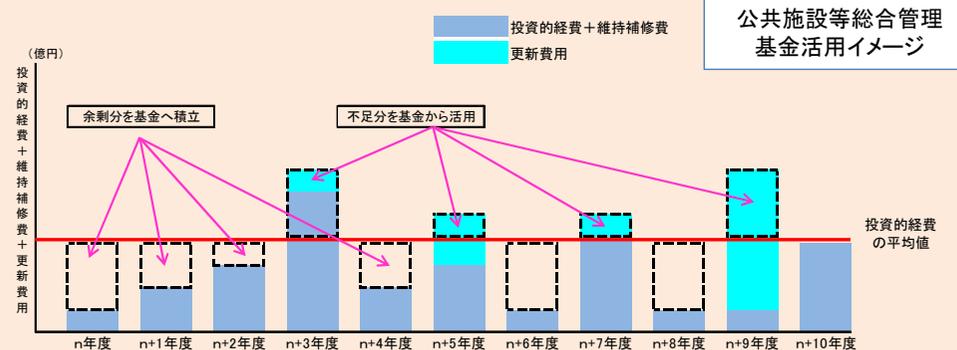
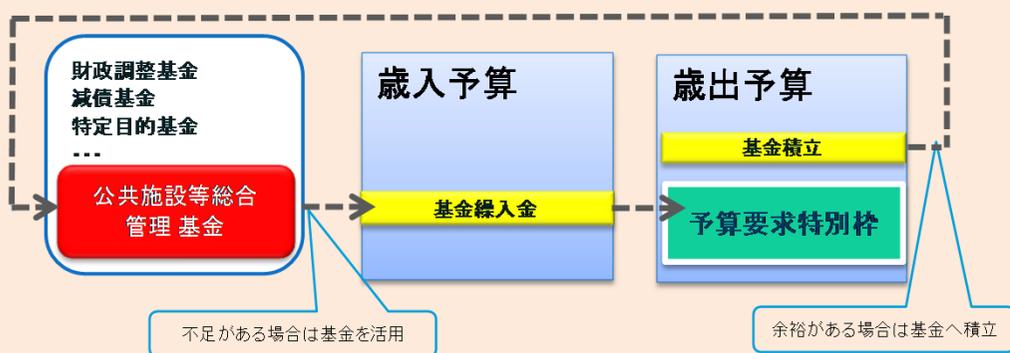
## 【事例】基金の創設（京都府相楽郡精華町）

### 背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点をもって公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

### 事例概要

- 耐用年数が到来した資産を固定資産台帳から抽出し、資産所管課において、資産の取替・修繕・廃棄の可否について検討。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する更新費用や投資的経費の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



### 効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

# 情報の管理（日々仕訳の活用）

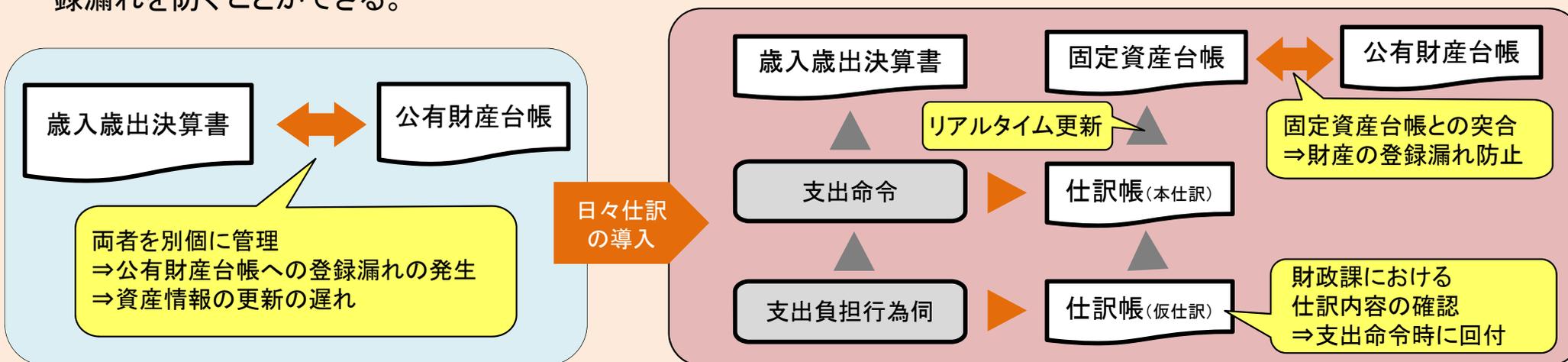
## 【事例】台帳の管理体制の強化（京都府相楽郡精華町）

### 背景・目的

- 歳入歳出執行情報と公有財産台帳情報を別個に管理していたため、公有財産台帳への登録漏れが発生するとともに、資産情報を日々更新することができなかった。

### 事例概要

- 日々仕訳を行うことにより、資産情報を固定資産台帳にリアルタイムで更新することができる。
- リアルタイムで更新される固定資産台帳と突合することで、公有財産台帳を日々更新することができるとともに、財産の登録漏れを防ぐことができる。



### 効果等

- 日々仕訳を導入することにより、資産の増減に関する複式仕訳と固定資産台帳への登録を事務フローに組み込むことで、公有財産台帳への登録漏れを防ぐとともに、固定資産台帳をリアルタイムで更新することができる。
- 各資産担当課において、保有資産に対する責任意識の醸成が期待できる。

# セグメント分析（施設の統廃合）

## 【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

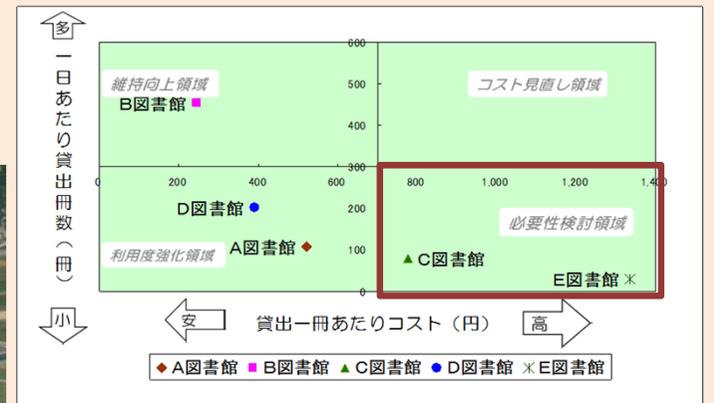
### 背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

### 事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日あたりの貸出冊数、貸出1冊あたりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

- ・耐震性
- ・地理的要素 等



### 効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

# セグメント分析（予算編成の活用）

## 【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

### 背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

### 事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別に事業別・施設別に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

### 効果等

- 予算科目の細かい設定により、予算編成時点で事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 行政コスト計算等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。

# 業務の効率化（効率的な日々仕訳の導入）

## 【事例】日々仕訳の自動化による業務の効率化（熊本県宇城市）

### 背景・目的

- 原課の職員が日々仕訳を行えるほど、公会計の知識が十分ではなかった。
- できる限り仕訳を行う職員の負担を軽減することが必要であった。

### 事例概要

- 決算統計のために委託料・工事費・備品費購入等の節の下に細節を設定していたところに、追加して仕訳コードを付す。
- 仕訳コードを付すことにより、財務会計システムから出力される歳入歳出のデータを資金仕訳変換表に則してすべて自動で仕訳のデータに変換する。

#### 決算統計のためのコード化

会計	款-事業	事業名	節-細節
所属		説明名称	
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013001
土木課土木係		101 長寿命化修繕計画策定業務委託料	
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013003
土木課土木係		001 測量設計業務委託料	

細節のコード

説明コード

#### 日々仕訳にも対応したコード化

会計	款-事業	事業名	節-細節	借方
所属				貸方
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013001	行政コスト計算書(PL) - 物件費(86)
土木課土木係				101 長寿命化修繕計画策定業務委託料
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013003	資金収支計算書(CF) - 物件費等支出(132)
土木課土木係				001 測量設計業務委託料
				貸借対照表(BS) - インフラ資産 - 建設仮勘定(28)
				資金収支計算書(CF) - 公共施設等整備費支出(151)

仕訳コード

システム改修後

### 効果等

- 複数ある仕訳パターンを1対1にすることにより、仕訳が自動で行われ、業務が効率化。
- 細節のコードと仕訳コードを連動させたことにより、日々仕訳から自動で決算統計が作成され、業務が効率化。

## 2 Q & Aの追加案について（第2回、第3回研究会で議論した内容）

- 第2回研究会及び第3回研究会において示した以下のQ & Aについて追加する（地方公共団体や委員から意見のあったQ & Aについては回答を修正（黄色に色づけしたQ & A））。

番号	質問	回答
1	<p>固定資産台帳の整備にあたり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳（同時に固定資産台帳登録）することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。</p>	<p>「台帳手引き」39段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、これらの支出については、事前に主体となる資産の名称、内容、金額を記録しておくことが期中から必要です。また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて庁内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。</p>
2	<p>既存資産を除却した際の取扱について、例えば以下の場合、「〇〇」に係る金額を固定資産台帳から控除する必要があるのでしょうか。</p> <p>①A建物を全部取り壊した場合の「A建物」                  ②A建物を半分取り壊した場合の「A建物の半分」                  ③A建物を半分取り壊し、当該部分を増築し直した場合（＝建物の改築を想定）の「A建物の半分」</p>	<p>お見込みのとおり、全てのケースにおいて、固定資産台帳から控除（全部又は一部減額）することとなります。</p>
3	<p>例えば耐用年数が50年であるA建物について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和45年度に100,000千円で取得</li> <li>・昭和55年度に10,000千円の資本的支出</li> <li>・平成5年度に20,000千円の資本的支出</li> </ul> <p>という状況が判明している場合、「台帳手引き」64段落にいう「原則」に従うとすれば、固定資産台帳の取得価額等に記載する金額は次の理解で正しいでしょうか。</p> <p>①A建物の再調達価額（昭和59年度以前のため）                  ②記載しない（昭和59年度以前のため）                  ③20,000千円（昭和60年度以降の資本的支出のため）</p>	<p>原則に従えば、「台帳手引き」41段落の記載に則り、①、②、③をそれぞれを別個の資産として認識することが適当です。したがって、</p> <p>①については、お見込みのとおりです。                  ②については、昭和59年度以前取得分であるため、「台帳手引き」64段落の記載に則り、原則として再調達原価で評価することが必要です。なお、建物の延床面積が増加する工事である場合は「台帳手引き」別紙7に記載の単価等を用いて再調達原価を算定し、耐震補強工事や避難階段設置工事のように建物の延べ床面積が増加しない工事である場合は支出額を再調達原価とすることが考えられます。                  ③については、お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、昭和59年以前に取得した建物に関し、自治体の判断で、取得後の一定額以下の資本的支出は台帳に計上しないという考え方をとり、①のみ再調達原価で評価した金額を固定資産台帳に記載することも考えられます。</p>

## 2 Q & Aの追加案について（第2回、第3回研究会で議論した内容）

番号	質問	回答
4	美術品は300万円以上の場合に、資産として計上することとなりますが、文化財として管理している美術品は資産対象範囲外としてよいでしょうか。	文化財であるからといって、一律に資産計上の対象外とすべきではないと考えます。 なお、文化財等を資産として計上する際も、取得価額又は再調達原価により計上することが原則ですが、例えば遺跡から大量に出土した物等、資産価値の把握が困難な場合に、自治体の判断により備忘価額1円とすることも考えられます。
5	固定資産台帳に記載する物品として、「取得価格又は見積価格が50万円以上の場合」とされていますが、単価が50万円未満の物品を複数個まとめて整備し、50万円以上となった場合は、資産として台帳に記載し、単体で整備した場合は、台帳に記載しないよいでしょうか。	物品単品で50万円を超えなければ、資産計上する必要はありません。これは、あまりに少額なものまで固定資産として計上すると、その後の資産管理が煩雑となるため定められた重要性の基準値であり、複数の物品をまとめて整備し全体の額が50万円を超えたとしても、台帳への記載することとはなりません。 一方で、単品で50万円を超えないものであっても、複数の資産が一体となって機能し、取得と除却がその単位で行われるものであれば、まとめて計上します。
6	固定資産台帳をもって公有財産台帳に代えることは可能でしょうか。	各自治体において定めている公有財産台帳で記載すべき内容が、固定資産台帳に記載されていれば、公有財産台帳兼固定資産台帳として取り扱うこともできます。
7	橋梁の工事単価が不明な際に、直近の工事費の平均を算出とあるが、直近の工事が無い場合にはどのように工事単価を算出するのでしょうか。	直近の工事实績が無い場合には、実際に現時点で橋梁を整備するとしたら、どの程度かかるのかを積算する、又は近隣他団体での実績値を参考とするなどの方法が考えられます。
8	地方消費税清算金（歳出）は、どのように仕訳するのでしょうか。	地方消費税清算金は、各都道府県に国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて相互間に清算するための歳出であることを踏まえ、以下のとおり仕訳します。 【純資産変動計算書】税金等 / 【資金収支計算書】税金等収入 (税金等にマイナスをたてる仕訳)
9	国庫補助金などの返納金はどのように仕訳するのでしょうか。	受領した当該年度に返納する場合、以下のとおり仕訳します。 【純資産変動計算書】国庫等補助金 / 【資金収支計算書】国庫等補助金収入（業務又は投資） (国庫補助金にマイナスをたてる仕訳)

## 2 Q & Aの追加案について（第2回、第3回研究会で議論した内容）

番号	質問	回答
10	県において市町村への無償譲渡が前提となっている土地改良事業や、県が管理する国道の新設などに係る13節・15節の支出についてはどのように計上するのでしょうか。	「【資金収支計算書】移転費用支出（補助金等支出）」に計上します。 完成まで建設仮勘定とし無償所管換等に計上という考えもありますが、最終的に県の固定資産にならないものを完成まで建設仮勘定として計上する必要はありません（ただし「台帳手引き」21段落に記載するとおり、当該団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額を注記することは望まれます。）
11	県が管理する国道等の所有外資産に対する修繕費等も「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」に計上するのでしょうか。	所有外資産であっても、管理者として維持補修していることから、「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」として計上します。
12	減債基金について、マニュアルの別表6-4で固定資産になるものと流動資産になるものが分かれています。区別の基準は何でしょうか。	減債基金のうち固定資産となるものと流動資産となるものの区分方法について以下のとおり例示します。 〔固定資産〕 ・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの 〔流動資産〕 ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの  なお、1年以内に償還予定の満期一括償還地方債の償還のために減債基金に積み立てたものについては、当該満期一括償還地方債を流動負債に振り替えるのに合わせて、流動資産に振り替えることも考えられます。
13	固定資産の除却については、当該費用は資産計上すべきでしょうか。又は維持補修費として取り扱うべきでしょうか。 仮に資産計上した場合は、除却した償却資産の帳簿価額が消し込まれているにも関わらず、当該除却費用が数値上の資産として残るものと思われま。	固定資産の除却の場合、当該支出は資本形成にはつながらないため、資産計上すべきではありません。 固定資産台帳に簿価が残っている場合、除却に伴って固定資産がなくなるため、残っている分については、「【行政コスト計算書】臨時損失（資産除売却損）」に計上されます（別表7-5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳）。 また、除却に伴って解体費用等が別途発生する場合には、解体費用等を資産除売却損に含めます。

### <用語>

・「台帳手引き」:「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

## 2 Q & Aの追加案について（委員から提供されたQ & A）

○ 委員から提供された以下のQ & Aについて追加する。

番号	質問	回答
1	建物、建物附属設備、工作物、物品の違いについて、例示してください。	<p>建物、建物附属設備、工作物、物品は、以下を参考に判断してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相当の期間、存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上に建てられたもの</li> </ul> </li> <li>○建物附属設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物に付随して機能するもの</li> <li>例：冷暖房設備、電気設備、排水衛生設備、昇降設備等</li> </ul> </li> <li>○工作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の上に定着する建物以外のもの</li> <li>・人間が継続的に居住・滞在する目的以外のために設計されたもの</li> <li>例：塀、防壁、堤防、トンネル、橋梁、煙突、貯蔵用タンク、ため池、ダム、屋外広告塔、駐車場（舗装路面）、舗装道路（アスファルト敷や煉瓦敷等）等</li> </ul> </li> <li>○物品（工作物、建物、建物附属設備との違いの観点から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に定着していない、据置式のもの</li> <li>・固定されてはいるが、天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているもの（建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱う。）</li> </ul> </li> </ul>
2	公有財産台帳等から取得原価がわかっていたとしても、昭和59年度以前に取得したものは原則として取得原価不明なものとして取り扱い、別途再調達原価を把握し採用する必要があるのでしょうか。	比較可能性を確保する観点から、開始時については、昭和59年度以前に取得したものは、原則として、取得原価不明なものとして取り扱う必要があります。
3	資産計上の金額基準として、物品は50万円（美術品は300万円）、ソフトウェアも物品に準じて取り扱うことが可能とされていますが、その他の償却資産（工作物など）について適用の余地はないのでしょうか。	償却資産については、各団体において、資産としての重要性を踏まえて公有財産の規則等で金額基準を定め、一定額以下は計上しないとする取扱いも考えられます。
4	埋立を行った場合、資産をどのように認識すべきでしょうか。	埋立地については、土地の取得として認識します。 その上に整備した護岸については、工作物として認識します。
5	分収林については、その実質的な売却価値が固定資産台帳に計上する価格となるのでしょうか（例えば地権者と7:3で収益を按分する場合は、按分後の価格になるのでしょうか。）。	分収林における立木竹の所有者は地方公共団体となるため、再調達原価を全額計上します。 なお、伐採後の立木竹については、売却可能資産として分収林营造契約に基づいて按分した価格を計上します。

## 2 Q & Aの追加案について（委員から提供されたQ & A）

番号	質問	回答
6	自治体が管理することとされている普通河川は、資産として計上しない取扱いでよいでしょうか。	普通河川は法定外公共物であり、その取扱いについては、「台帳手引き」21段落にあるとおり、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報を注記することが望まれます。 その際、取得価額等については、過去の整備費等の合計額として差し支えありません。
7	アスファルト舗装道路の一般的な構造のうちどの部分を道路として計上し、どの部分を土地とするのか。道路は「道路改良」と「舗装工事」に分けるのでしょうか。	基本的には、路床は土地、路盤は道路改良、基層・表層は舗装道路（アスファルト敷）とすることが考えられますが、これらの各事業費の区分ができない場合には、一括して道路とすることも差し支えありません。
8	ソフトウェアとハードウェアを一体で購入しており、その取得価額の内訳の把握が困難な場合、区別せずいずれかの科目に含めてよいでしょうか。	取得価額の内訳を区分するのが困難な場合には、いずれかの科目に含める取扱いも差し支えありません。
9	中央制御システムによって、工場内の機械及び装置を動かしている場合の当該制御システムは、「台帳手引き」70段落④に準じて、ソフトウェアを区別せず、当該機械及び装置を計上する物品等の勘定科目に含めて計上してよいでしょうか。	当該機械及び装置と当該制御システムが一体とならなければ機能しない性格のものであれば、お見込みの取扱いで差し支えありません。
10	「台帳手引き」26段落の所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するリース取引に関し、 (1) 契約上は明記されていないが契約終了時の無償譲渡が慣例で行われる場合も、26段落①にある契約上リース期間終了後等に所有権が移転する場合に準ずる取扱いとしてよいでしょうか。 (2) 市販のソフトや機械及び装置の軽微なカスタマイズ程度の場合は、26段落③の特別仕様に該当しないものとしてよいでしょうか。	(1) について、お見込みのとおりです。 (2) について、カスタマイズの程度によりますが、汎用性が失われていないのであれば、お見込みのとおりです。
11	リース資産の取得価額について、利息相当額を除かない方法も認められるでしょうか。	原則として、リース資産は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除した金額を計上しますが、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提に、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることもできます。
12	「台帳手引き」40段落では、資本的支出に関する記述が有形固定資産に限定されていますが、無形固定資産は含まないのでしょうか。	無形固定資産についても、同様の取扱いとなります。

## 2 Q & Aの追加案について（委員から提供されたQ & A）

番号	質問	回答
13	開始後に耐用年数を修正する際の処理は、どのように行うのでしょうか。	<p>基本的には、以下の取扱いによることとなります。</p> <p>開始時の耐用年数が間違っていた場合： 本来の耐用年数により計算された減価償却費累計額とこれまでの減価償却累計額の差額を全て当年度の「【行政コスト計算書】臨時損失又は臨時利益(その他)」に計上します。</p> <p>用途の変更をする場合： 変更時の簿価に、変更後の残存耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額を当年度の減価償却費として「【行政コスト計算書】物件費等(減価償却費)」に計上します。ただし、いずれの場合も、各地方公共団体の判断により、金額等による重要性の観点に照らして、耐用年数を修正しない取扱いも差し支えありません。</p>
14	工事のために土地を先行取得して期末を迎える時、土地取得費は土地勘定、建設仮勘定のどちらでしょうか。	一般的には土地勘定に計上することとなりますが、建設費等の総額を明確にする観点から、複数年度にわたる事業について建設費等を一旦建設仮勘定に集約し、完成時に各固定資産に振り分ける取扱いも考えられます。
15	土地区画整理事業の事業期間は非常に長期にわたりますが、事業費は供用開始まで建設仮勘定に計上すべきでしょうか。	所有権の移転が明確であれば、事業期間内であっても本勘定に振り替える取扱いも差し支えありません。
16	交換により事業用地を取得する際、開始時に1円で評価した道路用地を引き渡した場合には、当該事業用地は1円で資産計上するのでしょうか。	適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価とされる取扱いに準じ、交換時点で事業用地を再評価して差額を純資産変動計算書で計上します。
17	地方消費税交付金はどのように仕訳するのでしょうか。	次のとおり仕訳します。 【行政コスト計算書】移転費用(補助金等)／【資金収支計算書】移転費用支出(補助金等支出)
18	公営企業への出資金はどのように仕訳するのでしょうか。	次のとおり仕訳します。 【貸借対照表】投資及び出資金(その他)／【資金収支計算書】投資活動支出(投資及び出資金支出)

### <用語>

- ・「台帳手引き」:「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (課題と論点)

#### 課題

地方公会計の整備により把握される「資産老朽化比率」について、今後財政分析に活用していくこととしているが、当該指標を活用する際の留意点などについて検討する必要がある。

#### 論点

- 「資産老朽化比率」の算定に当たり、「統一的な基準」においては原則として法定耐用年数を用いることとしているが、地方公共団体が実際に資産を使用できると考えている年数(以下「使用可能年数」という)を用いる必要があるか。
  - ・使用可能年数を用いる場合、使用可能年数を設定する際の具体的な基準がない点や、地方公共団体間における比較指標としての有効性をどのように考えるか。
  - ・法定耐用年数を用いる場合、「資産老朽化比率」が資産の使用実態と乖離することや、資産の長寿命化対策が財務書類上に反映されないことをどのように考えるか。
  - ・法定耐用年数と使用可能年数のいずれか一方のみを用いることとすべきか。
  
- 法定耐用年数と使用可能年数のどちらを用いるにせよ、「資産老朽化比率」の団体間比較をする際に留意すべき点はあるか。

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (研究会での主な意見)

#### 研究会での主な議論

- 「資産老朽化比率」の算定に当たり、「使用可能年数」を用いる場合には、指標の客観性・比較可能性の観点、地方公共団体職員の事務負担の観点から、課題が多いのではないかと。
- 地方公共団体は、公共施設を長寿命化することで耐用年数を延長することが施策目的であることを踏まえると、「使用可能年数」を用いるのが適当ではないかと。
- 法定耐用年数を用いることとなる場合、法定耐用年数は資産の更新時期を示すものではないため、「資産老朽化比率」の大小が直ちに資産の更新の必要性を示すものではない点等に留意が必要ではないかと。  
その際に、地方公共団体が独自に取組を説明する材料として、それぞれの施設に「使用可能年数」を設定していくことには、意義がある。
- 「資産老朽化比率」を施設類型ごとに団体間比較する際には、できるだけ簡素な形で制度設計ができるよう、既存の調査の施設類型などを参考に設定するのがよいのではないかと。

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (対応(案))

#### 対応(案)

1. 「資産老朽化比率」の算定に当たり、耐用年数に使用可能年数を用いることとするのは、指標の客観性や比較可能性、地方公共団体の事務負担等、課題が多いと考えられることから、資産の使用実態や長寿命化対策にかかわらず、法定耐用年数を用いることを原則とする。  
この場合には、公共施設等の全体的な老朽化の傾向を示すものであり、比率の高さが直ちに地方公共団体の財政状況の悪さや公共施設等の建替えの必要性を示しているわけではない点に留意しなければならない旨、説明することが必要となる。
2. このような留意事項が必要となるのは、老朽化の程度を示す指標を算出するに当たり、法定耐用年数による減価償却を用いる以外に現実的な手段がない現状において、そこから導かれる指標が、「資産老朽化比率」というあたかも老朽化の状況を全て説明するかのような名称となっていることに起因する。
3. 法定耐用年数に基づいて算出された減価償却費の累積は、資産の経年の程度を示すものであり、地方公共団体の資産の状況を比較可能な形で客観的に説明する指標として意義があることから、指標の名称を変更することにより、指標が持つ意味合いを正確に表現することとする。(名称案はP18)
4. 指標は、経年の程度を示す一つの指標であり、資産の老朽化を説明するきっかけを提供するものとなる。各地方公共団体においては、指標に加えて「使用可能年数」や各種の老朽化対策の取組を示すことにより、指標には表れてこない施設の老朽化の実態を説明していくこととなる。
5. 団体間比較を行う施設の類型については、公共施設状況調査等を参考に設定する。(考え方はP19)

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (名称 (案))

#### 名称(案)

(案1) 減価償却費をもとに算出したこと(算出式)に着目した名称案

⇒「〇〇〇〇減価償却率」

(案2) 施設の経年の程度を示すという指標の意味合いに着目した名称案

⇒「〇〇〇〇経年化率」

※「〇〇〇〇」には、「資産」、「固定資産」又は「有形固定資産」が入ることを想定。

(参考) 公営企業における資産の状況を表す指標

・有形固定資産減価償却率	$\left( \begin{array}{l} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \\ \\ = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \end{array} \right)$	(地方公会計と同じ算出式)
・管路経年化率		

※いずれも、経営比較分析表(水道事業・下水道事業)に記載。

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (施設類型)

#### ○ 公共施設状況調査における施設類型

※ 「×」は、かつて調査対象となっていたものの、現在では地方公共団体における事務負担軽減等の観点から調査を行っていないもの。

	都道府県	市町村		都道府県	市町村		都道府県	市町村		都道府県	市町村
道路	○	○	上水道等	/	○	庁舎	○	○	プール	○	○
橋りょう	×	×	下水道等	/	○	職員公舎	○	○	試験研究機関	×	/
都市計画事業	×	×	児童福祉施設	○	○	児童館	/	○	診療施設	×	○
公園	○	○	老人福祉施設	○	○	隣保館	/	○	保健センター	/	○
宅地・工業用地造成事業	×	×	身体障害者更生援護施設	×	×	県民会館・市民会館	○	○	職業能力開発校等	×	/
公営住宅等	○	○	保護施設	○	○	公民館	/	○	青年の家・自然の家	○	○
港湾	○	×	幼稚園・認定こども園	/	○	図書館	○	○	勤労青少年ホーム	/	×
漁港	○	×	知的障害者援護施設	○	/	博物館等	○	○	集会施設	/	○
農業施設	/	○	母子福祉施設	×	/	体育館	○	○			
林業施設	/	○	その他の社会福祉施設	/	×	陸上競技場	○	○			
廃棄物処理施設	/	○	学校施設(小・中・高等学校・中等教育学校)	×	×	野球場	○	○			

※ 公共施設状況調査以外で、施設類型ごとに調査を行っている事例

- ・道路施設現況調査: 道路、橋りょう、トンネル
- ・社会福祉施設等調査: 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設等、身体障害者社会参加支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、その他の社会福祉施設等
- ・学校基本調査: 幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等
- ・体育・スポーツ施設現況調査: 陸上競技場、野球場・ソフトボール場、球技場、多目的運動場等

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (施設類型設定の考え方(案))

#### 施設類型設定の考え方(案)

- 施設類型ごとの「資産老朽化比率」や一人当たり面積の団体間比較は、その経年の程度や保有量が地方公共団体の財政や行政サービスの水準に影響を与える公共施設等が、類似の団体と比較してどのような状況にあるか明らかにすることを通じて、各地方公共団体における適切な公共施設マネジメントの取組に活用するために行うもの。
- 類似団体との比較を有効に行えるようにするため、施設類型の定義については公共施設状況調査等、既存の各種調査における定義を用いることとするとともに、保有している地方公共団体数が少ない施設については、施設類型として設定しないこととする。
- 行政サービスの水準を検討する際に有用な類型設定とするため、多くの住民等により利用されるものを施設類型として設定するとともに、提供される行政サービスが類似しているものは、一つの類型とする(保育所と幼稚園など)。
- なお、公営企業の資産である施設については、既存の財務書類や「経営比較分析表」による分析に委ねることとする。

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (施設類型設定の考え方(案))

○ 以上の考え方を踏まえ、以下の施設類型の区分を基本とすることとしたい。

都道府県(15類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
空港
試験研究機関
保健所
県民会館
学校施設
図書館
博物館等
体育館・プール
陸上競技場・野球場等
庁舎
警察施設

市区町村(16類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
一般廃棄物処理施設
保健センター
市民会館
認定子ども園・幼稚園・保育所
学校施設
児童館
公民館
図書館
体育館・プール
陸上競技場・野球場等
庁舎
消防施設

### 3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について (施設類型設定の考え方(案))

#### ※ その他施設類型設定に係る留意点について

- ・ 行政サービスの水準をより適切に把握するため、道路の保有量については、「一人当たり面積」ではなく「一人当たり延長」、橋りょう・トンネルや廃棄物処理施設、試験研究機関、空港等については、「一人当たり償却資産額」により比較を行うこととしてはどうか。
- ・ 施設類型ごとに、施設の経年の程度や一人当たり面積等を比較するため、複合施設の場合は、施設類型ごとに床面積等で按分することにより、「資産老朽化比率」や一人当たり面積を算出することとしてはどうか。
- ・ 公共施設等の管理の実態をより正確に把握するため、一部事務組合等が所有している施設についても比較対象に含めることとし、規約に基づく経費負担割合等に応じて按分することにより、「資産老朽化比率」や一人当たり面積等を計算することとしてはどうか。

### 3 (2) -1 類似団体区分の検証・検討（研究会でのこれまでの議論の方向性）

#### 課題

- 地方財政の全面的な「見える化」の取組（住民一人当たりコスト、性質別歳出、目的別歳出、地方公会計の整備により得られる指標等）を推進していく上で、「財政状況資料集」の重要性がさらに増す中、その団体間比較の手法として用いられている類似団体について、前回（H17）の見直し検討から10年が経過しており、「人口」及び「産業構造」による現行の類似団体区分について、改めて検証する必要がある。

#### 論点

- 前回の見直し以降、市町村合併の進展や、人口動態や産業構造等社会的・経済的様相が変化したことを受け、団体数が100を超える類型がでてきた一方で、団体数が少ない（10程度）区分が目立つなど、現行の類型設定の基準では、相対的比較に困難が生じているおそれがあるのではないか。
- 現行の人口及び産業構造（第2次・第3次産業人口比率）による類型設定は有効に機能しているのか。より有効な基準・指標はないか。

#### 研究会での主な議論

- 相対的な比較が可能となるように、類型内の団体数が一定程度確保できるよう類型の設定基準を見直すことは必要である。
- 現行の類型設定の「説明変数」である人口及び産業構造は、現在も有効に機能している。

### 3 (2) -1 類似団体区分の検証・検討 (対応 (案))

#### 対応 (案)

1. 以下の現状を踏まえ、類型設定の基準の見直しを実施。

- 第Ⅱ次・第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で2.0ポイント減少<H17(92.1)→H22(90.1)>しており、より適切な団体間比較を実施すべく、影響を加味した区分の再設定が必要。
- また、町村においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 町村においては、5年間で1.9ポイント上昇<H17(57.7)→H22(59.6)>しており、産業構造の高度化が顕著であることから区分の再設定が必要。
  - ⇒ 相対的な比較が可能となるよう、類型の設定基準である「産業構造」を都市(Ⅱ次、Ⅲ次比率95%→90%)、町村(Ⅲ次比率55%→60%)ともに変更。(1団体のみの類型、可能な限り10団体未満の類型をなくすことを考慮。)

#### 見直し前

都市 人口・産業構造別団体数表

産業構造 Ⅱ次、Ⅲ次			95以上	95以上	95未満	95未満	計			
Ⅲ次			65以上	65未満	55以上	55未満				
人口			区分	3	2	1	0			
			50,000	人未満	I	8	13	175	66	282
50,000	人以上	100,000	人未満	Ⅱ	11	19	201	36	267	
100,000	人以上	150,000	人未満	Ⅲ	8	1	83	11	103	
150,000	人以上		人未満	Ⅳ	2	1	48	4	55	
計					29	34	507	117	687	

#### 見直し後

都市 人口・産業構造別団体数表

産業構造 Ⅱ次、Ⅲ次			90以上	90以上	90未満	90未満	計			
Ⅲ次			65以上	65未満	55以上	55未満				
人口			区分	3	2	1	0			
			50,000	人未満	I	30	64	115	53	282
50,000	人以上	100,000	人未満	Ⅱ	76	91	82	18	267	
100,000	人以上	150,000	人未満	Ⅲ	37	33	29	4	103	
150,000	人以上		人未満	Ⅳ	26	13	16	0	55	
計					169	201	242	75	687	

町村 人口・産業構造別団体数表

産業構造 Ⅱ次、Ⅲ次			80以上	80以上	80未満	計			
Ⅲ次			55以上	55未満	80未満				
人口			区分	2	1	0			
			5,000	人未満	I	80	30	138	248
5,000	人以上	10,000	人未満	Ⅱ	93	42	107	242	
10,000	人以上	15,000	人未満	Ⅲ	81	29	43	153	
15,000	人以上	20,000	人未満	Ⅳ	77	17	29	123	
20,000	人以上		人未満	Ⅴ	133	21	8	162	
計					464	139	325	928	

町村 人口・産業構造別団体数表

産業構造 Ⅱ次、Ⅲ次			80以上	80以上	80未満	計			
Ⅲ次			60以上	60未満	80未満				
人口			区分	2	1	0			
			5,000	人未満	I	56	54	138	248
5,000	人以上	10,000	人未満	Ⅱ	60	75	107	242	
10,000	人以上	15,000	人未満	Ⅲ	50	60	43	153	
15,000	人以上	20,000	人未満	Ⅳ	47	47	29	123	
20,000	人以上		人未満	Ⅴ	103	51	8	162	
計					316	287	325	928	

※赤色網掛けは団体数が10以上99未満の区分

# 3 (2) -1 類似団体区分の検証・検討 (対応 (案) )

## 対応 (案)

2. 人口や産業構造等の「説明変数」と市町村の規模、構造、性質を示す歳入総額や財政力指数等の「被説明変数」の相関性の有無を判定し、次頁のとおり見直すこととしたい。

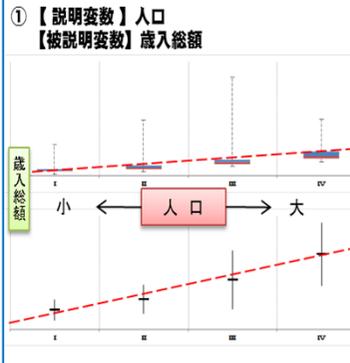
### 【組合せパターン】

【類型設定に係る説明変数及び被説明変数の組合せ】 計28パターンで検証・分析

i 単一の説明変数による検証		ii 組合せの説明変数による検証	
【説明変数】	【被説明変数】	【説明変数】	【被説明変数】
① 人口	歳入総額	① 人口・産業構造	歳入総額
②	財政力指数	②	財政力指数
③	資産老朽化比率	③	資産老朽化比率
④	普通建設事業費	④	普通建設事業費
⑤ 産業構造	歳入総額	⑤ 人口・面積	歳入総額
⑥	財政力指数	⑥	財政力指数
⑦	資産老朽化比率	⑦	資産老朽化比率
⑧	普通建設事業費	⑧	普通建設事業費
⑨ 面積	歳入総額	⑨ 人口・可住地面積	歳入総額
⑩	財政力指数	⑩	財政力指数
⑪	資産老朽化比率	⑪	資産老朽化比率
⑫	普通建設事業費	⑫	普通建設事業費
⑬ 可住地面積	歳入総額		
⑭	財政力指数		
⑮	資産老朽化比率		
⑯	普通建設事業費		

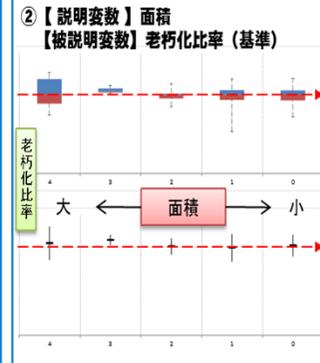
### 【相関性の有無の判定例】

例① 正の相関性を示すもの  
(ex.人口規模の大小に応じた歳入総額)



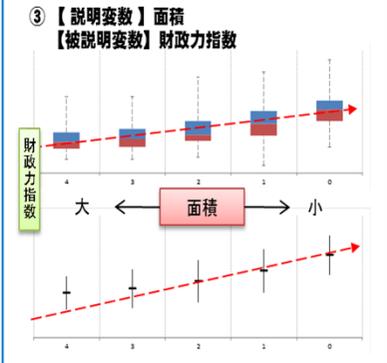
● 人口の増加に伴い、歳入総額が増加

例② 概ね一定の数値を示すもの  
(ex.資産老朽化比率(改訂・基準))



● 面積の規模にかかわらず、老朽化比率は一定

例③ 負の相関性を示すもの  
(ex.面積規模の大小に応じた財政力指数)



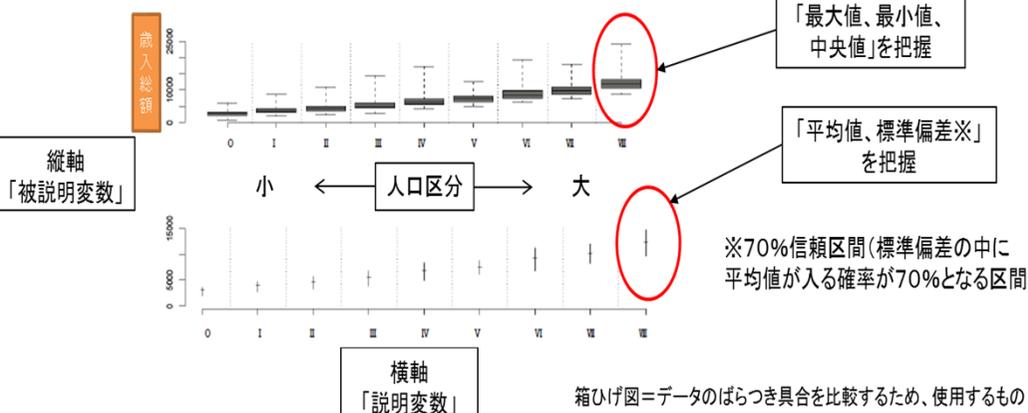
● 面積の規模が小さいほど、財政力指数が上昇

### 【検証手法】

#### 【箱ひげ図イメージ】

例) 町村における説明変数(人口)の増加による被説明変数(歳入総額)の比例関係を明示

図1. 人口・歳入グラフ (町村)



### 3 (2) -1 類似団体区分の検証・検討 (対応 (案) )

#### 対応(案)

- 2-1. 説明変数を単体として、被説明変数との相関をみた場合※には、  
「産業構造」は3つの被説明変数(歳入総額、財政力指数、単独事業費(更新整備))で、  
「面積」は6つの被説明変数(財政力指数、普通建設事業費、補助事業費、補助事業費(更新整備)、単独事業費、単独事業費(新規整備))で、  
「可住地面積」は7つの被説明変数(歳入総額、普通建設事業費、補助事業費、補助事業費(新規整備)、単独事業費、単独事業費(新規整備)、単独事業費(更新整備))で相関性を示した。
- 2-2. 「人口」は、「資産老朽化比率(改訂モデル)」、「資産老朽化比率(基準モデル)」を除く9つの被説明変数で相関性を示したことから、他の説明変数と比較すると、その団体の態様を的確に反映させる変数として、非常に有効であるといえる。
- 2-3. 複数の説明変数を組合せ、被説明変数との相関をみた場合※には、  
「人口・面積」は5つの被説明変数(歳入総額、財政力指数、補助事業費、単独事業費、単独事業費(更新整備))で、  
「人口・可住地面積」は4つの被説明変数(財政力指数、普通建設事業費、補助事業費(新規整備)、単独事業費)で相関性を示した。
- 2-4. 「人口・産業構造」は、「資産老朽化比率(改訂モデル)」、「資産老朽化比率(基準モデル)」、「補助事業費(新規整備)」、「補助事業費(更新整備)」を除く7つの被説明変数で相関性を示しており、最も有効に機能している。  
また、統計の継続性の観点からも、「人口・産業構造」を用いることは適切と考えられる。
- 2-5. 以上のことから、引き続き、「人口・産業構造」を用いることとしたい。
- 2-6. なお、「資産老朽化比率」などの地方公会計の整備により得られる新たな指標については、どの説明変数においても、概ね一定の数値を示すことから、他の財政指標の分析との整合を取るため、「人口・産業構造」で分類した類似団体により比較することとしたい。

※都市、町村のどちらにおいても、正又は負の相関性を示した項目数

### 3 (2) -1 類似団体区分の検証・検討 (対応 (案))

#### 対応(案)

説明変数に対する被説明変数の相関性について(単体)

被説明変数 説明変数		【既存】		【新規】									
		歳入総額	財政力指数	資産老朽化比率 (改訂モデル)	資産老朽化比率 (基準モデル)	普通建設事業費							
						補助事業費				単独事業費			
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備		
【既存】	人口	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	
	産業構造	○	○	□	□	▲	▲	▲	☆	☆	▲	○	
【新規】	面積	△	●	□	□	○	○	△	○	○	○	△	
	可住地面積	○	▲	□	□	○	○	○	△	○	○	○	

説明変数に対する被説明変数の相関性について(組合せ)

被説明変数 説明変数		【既存】		【新規】									
		歳入総額	財政力指数	資産老朽化比率 (改訂モデル)	資産老朽化比率 (基準モデル)	普通建設事業費							
						補助事業費				単独事業費			
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備		
【既存】	人口・産業構造	○	○	□	□	●	○	×	▲	●	●	●	
【新規】	人口・面積	○	●	□	□	△	○	×	△	○	△	○	
	人口・可住地面積	△	●	□	□	○	△	○	△	○	△	△	

- ※1 「○」…都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)  
 「●」…都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数(ex.人口が増加しているにもかかわらず、歳入が減少するもの)  
 「△」…都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数  
 「▲」…都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数  
 「☆」…都市、町村で正又は負の異なる相関性を示す変数  
 「□」…説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数

※2 「資産老朽化比率」…総務省方式改訂モデル及び基準モデルにより、連結財務書類を作成している団体で相関性を検証。

# 3 (2) -2 財政状況資料集の様式への反映 ①住民一人当たりコスト・性質別

財政状況資料集  
(イメージ)

## 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

### ① 性質別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

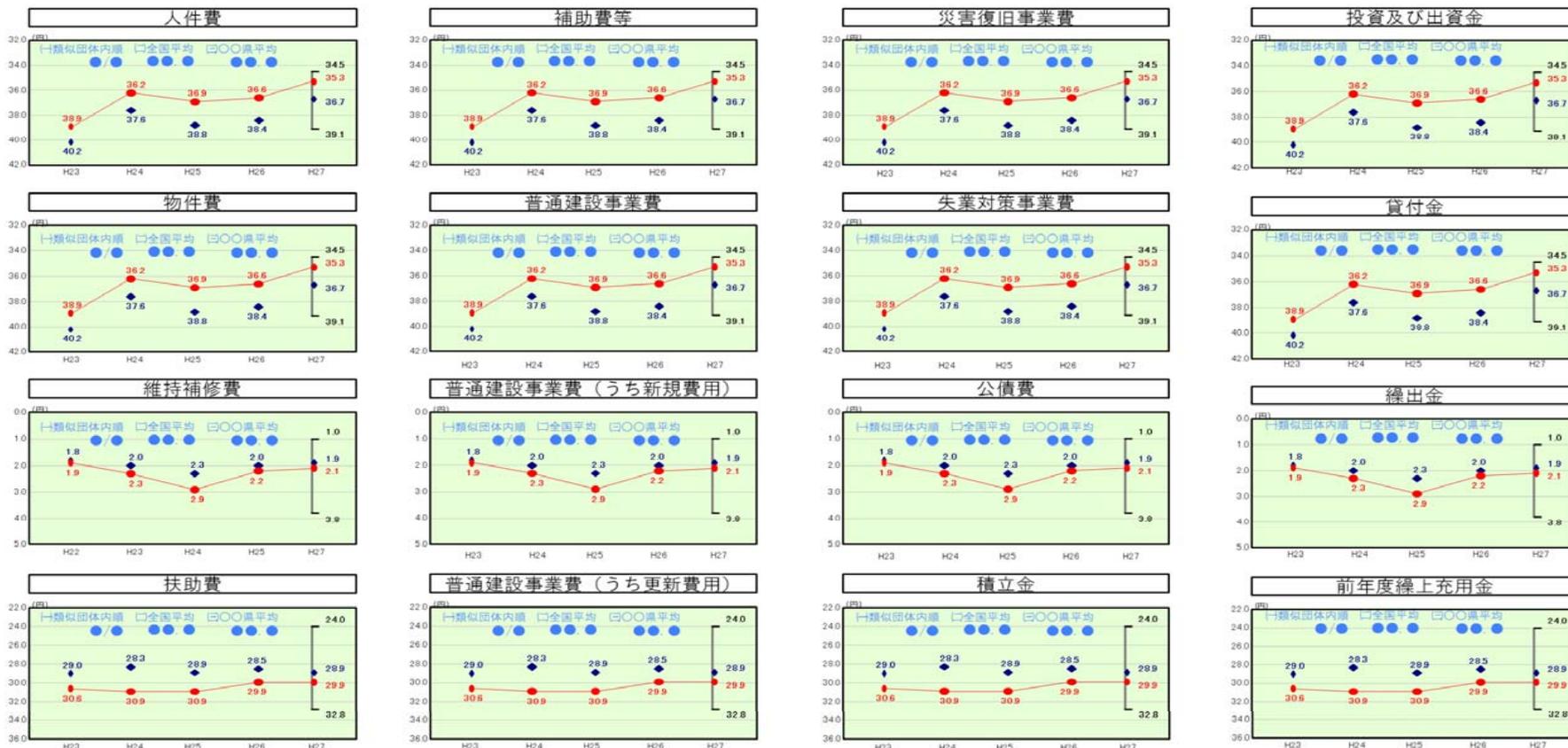
人	1,930,496	人(H28.1.1現在)	-
うち日本人	1,921,070	人(H28.1.1現在)	-
面積	1,121.12	km <sup>2</sup>	6.7
歳入総額	850,815,653	千円	78.0
歳出総額	840,973,691	千円	
実質収支	5,739,283	千円	
標準財政規模	442,451,999	千円	
地方債現在高	934,744,016	千円	



平成〇年度

〇県〇〇市

⇒ 計 16項目



性質別歳出の分析欄

主な項目に団体自らがコメントできる欄

# 3 (2) -2 財政状況資料集の様式への反映 ②住民一人当たりコスト・目的別

財政状況資料集

(イメージ)

⇒ 計 15項目

## 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

### ② 目的別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

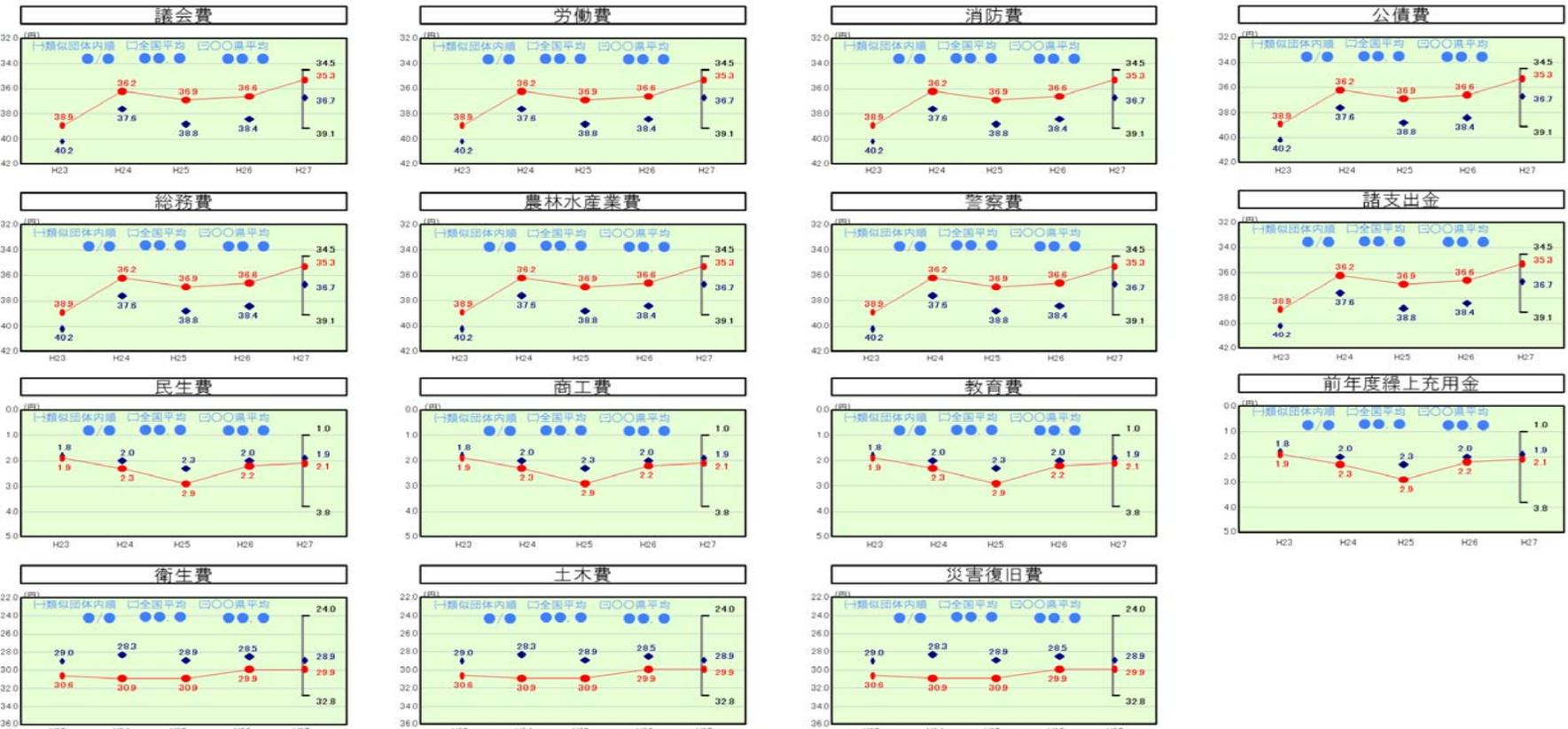
人	口	1,930,496	人(H28.1.1現在)	実質赤字比率	-
うち日本人		1,921,070	人(H28.1.1現在)	連結実質赤字比率	-
面積	積	1,121.12	km <sup>2</sup>	実質公債費比率	6.7
歳入総額		850,815,653	千円	将来負担比率	78.0
歳出総額		840,973,891	千円	市町村類型	H23 政令市 H24 政令市 H25 政令市
実質収支		5,738,263	千円	(年度毎)	H26 政令市 H27 政令市
標準財政規模		442,451,989	千円		
地方債現在高		934,744,016	千円		



平成〇年度

〇県〇〇市

※ 市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同グループに属する団体を類似団体と言う。  
 ※ 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成29年度の住民基本台帳人口については、平成29年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。



目的別歳出の分析欄

主な項目に団体自らがコメントできる欄

# 3 (2) -2 財政状況資料集の様式への反映 ③ 財政指標等組み合わせ分析表

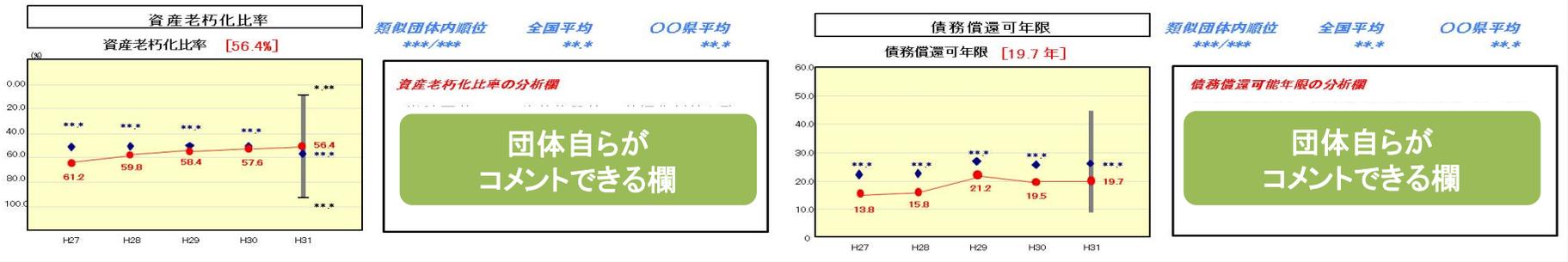
財政状況資料集  
(イメージ)

## 市町村財政比較分析表(普通会計決算) ③ 財政指標等組み合わせ分析表

平成〇年度

〇県〇〇市

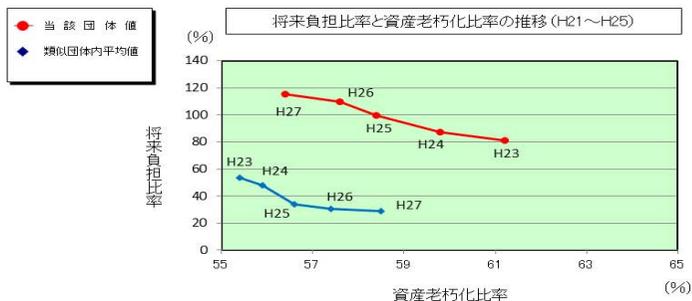
⇒ 計 4項目



「資産老朽化比率」・・・公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

「債務償還可能年数」・・・実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。

将来負担比率及び資産老朽化比率の組み合わせによる分析



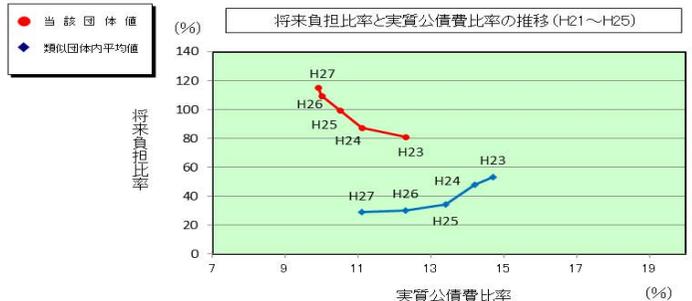
将来負担比率及び資産老朽化比率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

		H23	H24	H25	H26	H27
当該団体	資産老朽化比率	61.2	59.8	58.4	57.6	56.4
	将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	資産老朽化比率	55.4	55.9	56.6	57.4	58.5
	将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

将来負担比率及び実質公債費比率の組み合わせ分析



将来負担比率及び実質公債費比率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

		H23	H24	H25	H26	H27
当該団体	実質公債費比率	12.3	11.1	10.5	10.0	9.9
	将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	実質公債費比率	14.7	14.2	13.4	12.3	11.1
	将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

# 3 (2) -2 財政状況資料集の様式への反映 ④施設類型毎・施設情報

財政状況資料集  
(イメージ)

## 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

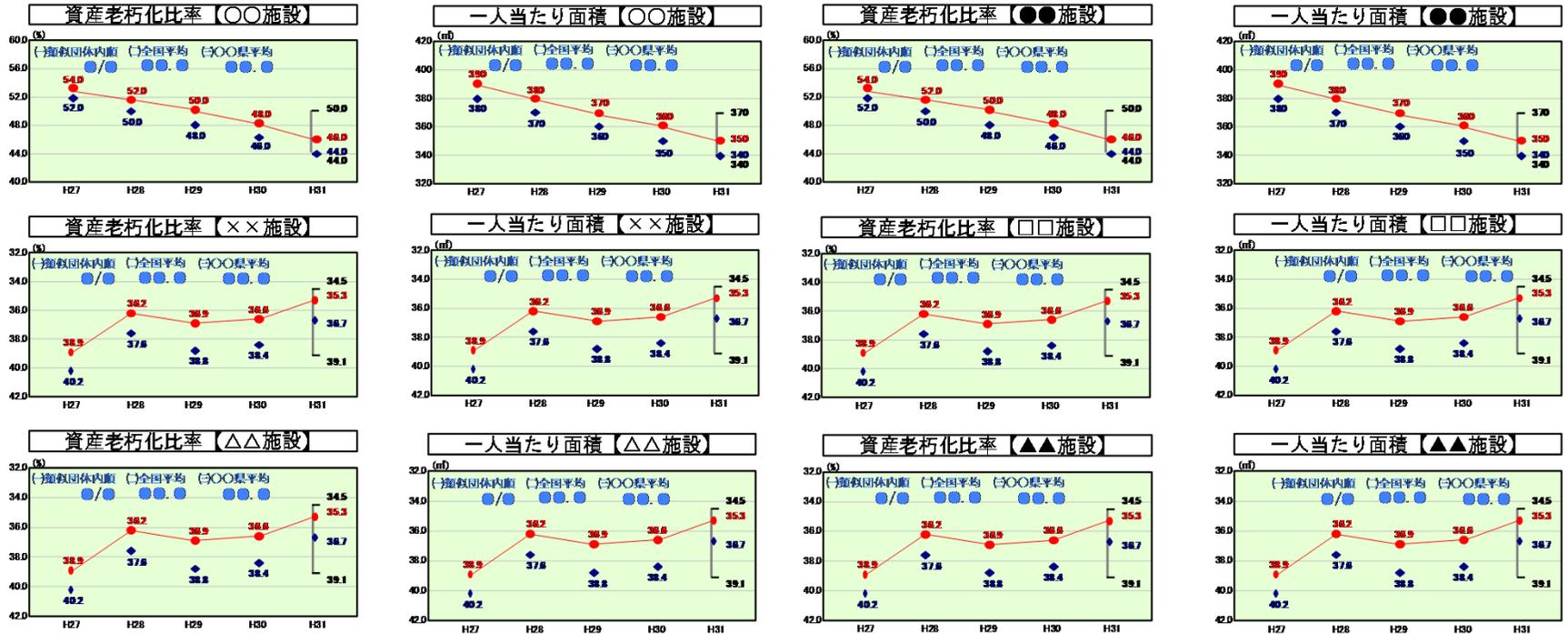
### ④ 施設情報分析表

人口	1,930,496	人	072.1.1(現)	実質赤字比率	-
うち日本人	1,921,070	人	072.1.1(現)	連結実質赤字比率	-
面積	1,121.12	km <sup>2</sup>		実質公債費比率	6.7
歳入総額	850,815,653	千円		将来負担比率	79.0
歳出総額	840,973,691	千円		市町村類型	H23 政令市 H24 政令市 H25 政令市
実質歳支	5,738,283	千円		(年度毎)	H26 政令市 H27 政令市
標準財政規模	442,451,999	千円			
地方債現在高	924,744,016	千円			

● 当該団体値  
◆ 類似団体内平均値  
□ 類似団体内の最大値及び最小値

平成〇年度      〇県〇〇市

※ 市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。  
※ 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成29年度の住民基本台帳人口については、平成28年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。



### 資産情報の分析欄

主な項目に団体自らがコメントできる欄

## 参考資料

1. 地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～
2. 地方財政の全面的な「見える化」② ～新たな課題への積極的な対応～
3. e-Stat(政府統計の総合窓口)活用事例

# 地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日  
経済財政諮問会議  
総務大臣提出資料

## 現状と課題

- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(\*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。  
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、**住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。**



## 今後の対応

### 決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、**①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要**

- 上記を踏まえた上で、**住民一人当たりコスト**に

ついて、**性質別・目的別で網羅的に「見える化」** **H27決算～**

<性質別> ※下線部の項目が新規追加するもの  
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

<目的別>  
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」

⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」

イメージ

歳出決算額分析表



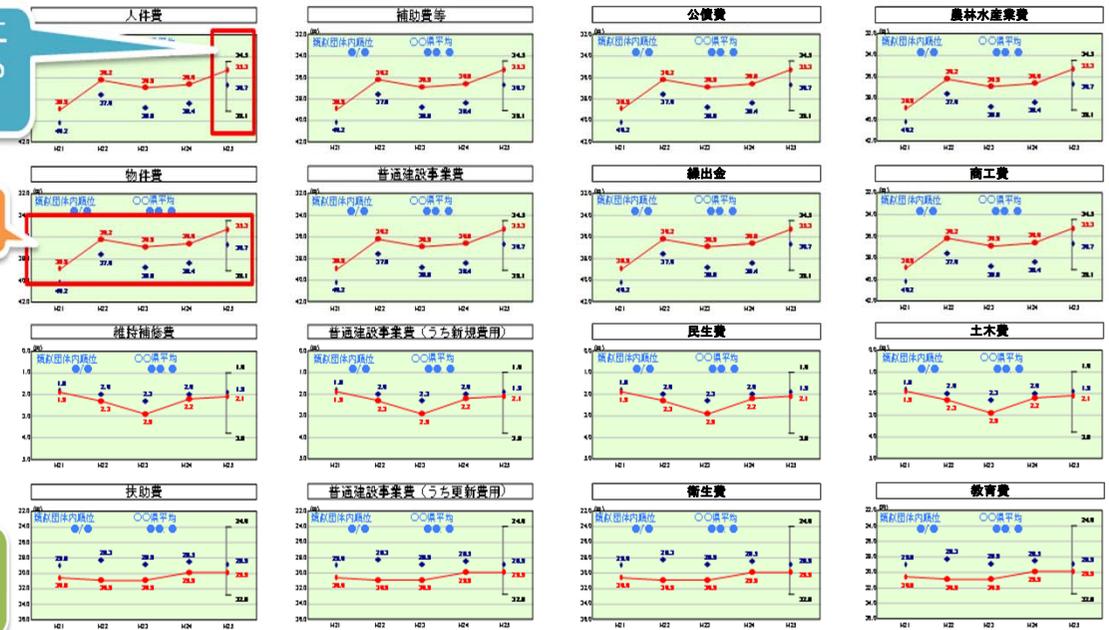
平成〇年度

〇〇市

①類似団体における順位や位置付け

②経年比較

③団体自らの分析コメント



※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善

- ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
- ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

## 現状と課題

- 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。

## 今後の対応

### 新たな課題への積極的な対応

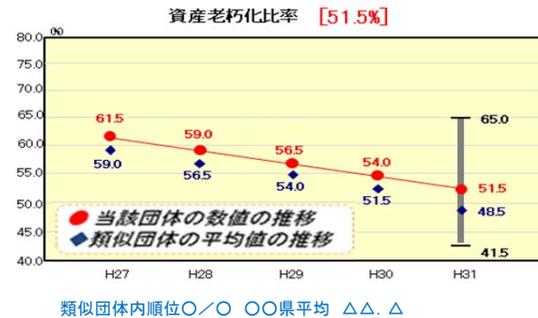
公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実

- ① 資産老朽化比率の追加** 固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次  
地方公会計により把握可能となる「資産老朽化比率」を新たな財政分析指標として追加
- ② 新たな分析手法の導入**  
新たな分析手法として、将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入
- ③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加**  
固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加するとともに、同台帳により土地情報も「見える化」



### イメージ

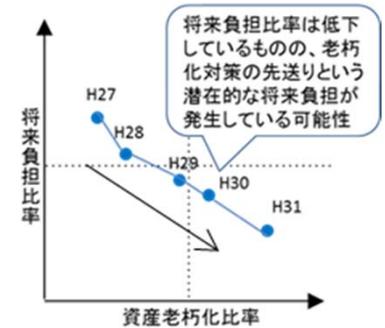
#### ① 資産老朽化比率の追加



#### 資産老朽化比率の分析欄

各団体による分析コメントを記載

#### ② 新たな分析手法の導入



⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせることで、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能

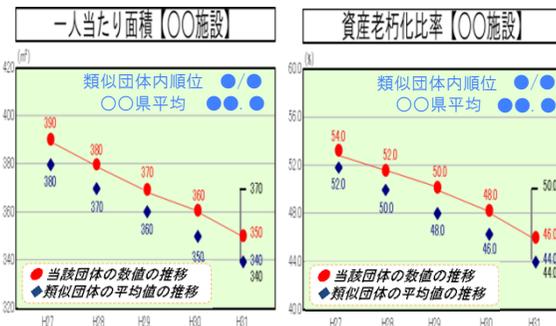
これまで分からなかったストック情報も全面的に「見える化」

⇒ 公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」

⇒ 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」

※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公共施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能(進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討)

#### ③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加



#### 土地情報

固定資産台帳からの抜粋

	所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	用途	売却可能区分	時価等	...
建物A	□市〇〇	S35.4.30	5億円	50年	庁舎	×	—	...
土地B	□市××	S30.5.23	1億円	—	未利用	×	—	...
土地C	□市△△	S40.1.23	2億円	—	未利用	○	3億円	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...

#### 公有地情報の「見える化」

固定資産台帳に記載された公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用地や売却可能地の情報を「見える化」し、公有地の有効利用や売却の検討に活用(さらに、民間投資の促進にも寄与)

※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

# e-Stat（政府統計の総合窓口）活用事例

- e-Stat(政府統計の総合窓口)では、各省庁の様々なデータが登録されており、データ同士を組み合わせた新たな分析が可能。
  - ・登録されている政府統計の統計表ファイルをキーワード等での検索を可能とする機能強化、決算情報に加え、データベース化された他の統計調査結果を用いた、データ利活用の拡大(e-Stat上で、分類項目の選択、レイアウト変換、グラフ作成可能)。

## 検索機能の強化

キーワード検索が可能  
「財政力指数」、「歳入」、  
「歳出」etc...

政府統計全体から探す  
キーワード検索(条件指定)

○ 利用者目線に立った分かりやすいデータアクセスの強化

利用件数	キーワード
1	351 人口
2	280 国勢調査
3	118 経済センサス
4	118 国民医療費
5	115 人口動態
6	103 家計調査
7	88 都道府県別
8	76 推計人口
9	73 都道府県
10	71 患者調査

日次 >>>一覧表示

## データ利活用の拡大

人口一人当たりの  
都道府県別決算額を横比較

【棒グラフ】

財政力指数の高い団体の  
分布状況を可視化

指標の範囲を自由  
に変更し、即座に  
反映が可能

高齢化率・扶助費の  
組み合わせ分析が可能

【分布図】

グラフ種別 7パターン  
グラフ配色 16パターン  
レイアウト 6種類 から選択

○ e-Stat上でグラフの種別、配色、レイアウト、表の並び順が自在に変更可能。さらに、編集や加工がしやすい汎用性の高いxml形式でのダウンロード可。

○ 決算情報と他の統計データを組み合わせることで、新たな分析が可能。(例えば、分布図を活用し、高齢化率と扶助費の関係性を明らかにするなど。)

※グラフ、図、分布地図はイメージ